

令和2年7月1日

# 新型コロナウイルス感染症 に関する要望書

宮城県知事 村井 嘉浩



## 新型コロナウイルス感染症に関する要望書

本県では、2月末に新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、医療機関や市町村、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や無症状者・軽症者を含む医療提供体制の整備、感染拡大防止のための施設の使用制限等に県民一丸となって取り組んだ結果、県内での感染の第一波は5月末までに収束しました。一方、施設の使用制限に伴う休業や、学校の長期休業などにより、県経済及び県民生活には深刻な影響が生じています。

今後は第二波、第三波を想定して、感染者の早期把握・早期治療など感染の影響を最小限に抑える感染拡大防止体制を整備するとともに、落ち込んだ県経済の回復と新型コロナウイルス感染症に対応する「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等への取組を進めていかなければなりません。あわせて、ワクチンや治療薬の早期開発をはじめ、対策の司令塔となる国の基本的な取組としっかり連携していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大が復興事業の進捗に与える影響も懸念されており、復興庁の設置期間が10年間延長されたところですが、復興の完遂のためには、引き続き国による確かな支援が必要不可欠です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、本県が必要としている各種事業に対する支援等を、速やかに、かつ確実に実施していただくよう要望いたします。

## 1 感染症を要因とする復興事業の遅れに対する柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及んでいますが、復興途上の被災地においては、建設工事の一時中止や人との接触が想定される業務の見合わせ、設備等の納入の遅れなどにより、復興事業に停滞が見られます。このような状況の中でも、被災地では、復興の完遂に向けて、残された事業に全力を挙げて取り組んでいくことが最大の使命でありますので、引き続き、復興事業に対する特例的な財政措置を確実に講じるよう求めます。また、復興事業の遅れにより令和2年度内の事業完了が困難となったものについては、繰越の手続きの簡素化や令和3年度における補助金の再交付を講じるなど、制度の運用についても柔軟な対応を求めます。

## 2 マスク・消毒液等の医療・衛生物資の確保

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の予算措置により、医療機関や社会福祉施設等にマスク及び消毒液等の衛生物資や、ガウン及びフェイスシールド等の防護具を供給することが可能となりました。一方、これらの物資の価格高騰と品不足により県民、医療機関及び社会福祉施設等が自ら購入することが困難な状況が一部において続いているため、安定供給体制、物資の高額転売防止を含む適切な流通体制を早期に確立するよう求めます。

## 3 医療提供体制・検査体制の強化

### (1) 感染症患者の病床確保対策

県内の医療提供体制を確保していくためには、入院受入医療機関の経営に支障が生じないように、手厚い支援を行っていく必要があります。特に、感染症患者を受け入れるため、病棟の体制を見直し、通常診療等での使用を中止した病床や、治療に当たる医療スタッフを確保するためにやむを得ず閉鎖した病棟も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における病床確保の対象とするなど、県が必要と認めるものについては全て新型コロナウイ

ルス感染症重点医療機関として対象とするよう柔軟な運用を求めます。また、重点医療機関以外の医療機関の病床確保料に係る国上限額が、実態と大幅にかい離していることから、実態に即した金額に引き上げるよう求めます。

## **(2) 医療機関に対する経営支援**

重症・中等症患者の受入れ等に係る診療報酬の増額が行われましたが、感染症患者の受入れにより経営負担が増した医療機関や外来患者数の減少により収入減となった医療機関が経営破綻を起こすことのないよう、医療機関に対する減収補填などの財政措置を講じるよう求めます。

## **(3) 医療従事者に対する支援**

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について、対象者に迅速に慰労金を支払うことができるような制度設計を求めます。

加えて、重症患者の治療に対応できる医療従事者を確保するため、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（エクモ）等を取り扱える医療従事者を増やすための研修事業の充実を図るよう求めます。

## **(4) 検査体制の強化**

唾液によるPCR検査や抗原検査は実用化されたところですが、ほかにも様々な検査診断手法の開発を進め、検査体制の充実を図るとともに、必要な方が速やかにPCR等検査を受けることができるよう、検査資機材及び人材の安定的確保の支援、検査体制強化のための財政措置を求めます。また、ワクチンや治療薬の開発についても国が主導して行うよう求めます。

# **4 介護福祉・障害福祉サービス事業者等への支援**

## **(1) 介護福祉・障害福祉サービス事業者等への支援**

衛生物資の価格高騰や感染症の流行に伴うサービスの利用控えなどにより、介護福祉・障害福祉サービス事業者等の経営が圧

迫されているため、介護報酬等の上乗せなど、費用負担増や収入減に対する支援を講じるよう求めます。

なお、支援策の設計に当たっては、利用者や保険者の介護保険財政等に負担が増すことがないように十分な配慮を求めます。また、地域医療介護総合確保基金を活用して実施する事業について、新たに基金の積み増しを行うとともに、積み増しに当たっては地方負担が生じることのないよう確実な財源確保を講じることを求めます。

加えて、全ての介護福祉・障害福祉サービス等従事者に対して割増賃金・手当を支給するための支援制度の拡充と継続を求めます。また、入所施設等で感染者が発生した場合に、無症状者又は軽症者については、引き続き施設内で介護することも想定されることから、施設内に陰圧装置を整備するなどのハード対策に対して、継続的な支援制度の創設と十分な財政措置を求めます。

## **(2) 要介護者・障害者等の一時受入に対する支援**

新型コロナウイルスの影響により在宅で生活することが困難となった要介護者・障害者等に対して、介護機能を備えた一時受入施設による福祉支援を行うため、支援体制の構築に必要な財政措置を求めます。

## **5 子育て関連施設、保育サービス事業者等への支援**

### **(1) 児童福祉施設、放課後児童クラブ等への支援**

保育所・放課後児童クラブなどの従事者は、常に感染リスクの不安を抱えながら業務を行い、子ども達の居場所確保に努めています。このことを踏まえ、介護従事者と同様に「特別手当」を支給するための財政措置を求めます。

### **(2) 学校の臨時休業時の子どもの居場所と食の確保への支援**

今後懸念される感染拡大の第二波・第三波に備え、学校が臨時休業した際にも、子ども達が安全・安心に過ごせる居場所と食が確保されるよう、学校と放課後児童クラブの協力体制の整備に

関する方針を国として示すとともに、既存の給食施設を活用して必要な子ども達に昼食を提供するといった取組を全ての地域で実施するよう、強力な指導と十分な財政支援を求めます。

### **(3) 親が感染した場合における児童への対応支援**

両親とも新型コロナウイルス感染症に感染した場合の未感染の子どもの取扱いについては、医療的な見地や親子が分離されることによる児童の心身への影響等も踏まえ、国において統一的な取扱いを示すとともに、児童相談所で保護を行うことになる場合に備え、個別対応施設の確保や対応職員の配置に係る支援、財政措置の拡充を求めます。

## **6 日々の生活に困っている方々への支援**

### **(1) 虐待防止対策の取組強化・財政負担の軽減**

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活不安やストレスなどにより児童虐待やDVの増加が懸念されることから、国において虐待防止に関する広報啓発活動やSNSを活用した相談窓口の整備等を進めるとともに、地方自治体において相談・対応体制の拡充や関係機関と連携した見守り支援の取組強化を行う場合に国庫補助率を引き上げるなど、自治体の財政負担の軽減を求めます。

### **(2) 妊産婦の不安解消に向けた支援**

妊産婦は、自らの感染の不安とともに胎児や乳児への感染の不安を抱えやすく、特に帰省分娩の取りやめ等により出産環境が変化した妊産婦は、出産や出産後の育児に強い不安を感じており、寄り添った支援が必要です。国では、今年4月から5月の連休期間中に「新型コロナウイルスに関する妊産婦等臨時相談ダイヤル」を開設しましたが、妊産婦への情報提供及び相談体制の充実のため、国において臨時相談ダイヤルを再開し継続して相談に対応することを求めます。また、自治体の実施する妊産婦への情報提供

や支援の充実等に関する取組について、支援制度の創設と十分な財政措置を求めます。

### **(3) 住宅ローン返済猶予への支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住宅ローンの返済に困窮している方に対して、返済猶予に関するより一層の柔軟な支援措置を求めます。

## **7 学びの機会の保障及び学校運営体制整備支援**

### **(1) 遠隔教育の環境整備**

本県では6月から全ての学校が再開しており、効率的な学習の実施や、再度の感染拡大局面などに対応するため、ハード、ソフト両面からのICT環境の充実が急務です。一方で、急激なICT化の進展により学校現場の負担は増大しております。

そのため、「GIGAスクールサポーター」配置事業について補助要件の設定に配慮いただくとともに、ICT支援員の全校配置も視野に入れた十分な財政支援措置を求めます。また、ネットワークの整備については、補助対象が校内設備に限定されていることから、国庫補助の拡充を求めます。

さらに、家庭のネットワーク環境が十分でない児童生徒に対しては、校種を問わず支援が必要であり、特に家庭の通信費については、今後、遠隔教育を更に展開する上で大きな課題となることから、国において負担軽減策の検討と財政支援措置の充実を求めます。

加えて、遠隔授業等の充実のため、新型コロナウイルス感染症が終息するまで著作物利用の無償化措置を継続することや、学習支援コンテンツの一層の充実を求めます。

### **(2) 家計急変世帯等に対する修学支援制度の拡充**

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した高校生のある世帯等に対して、入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料の減免のほか、奨学給付金における給付対象の拡大と給付額の

増額，新たな給付型奨学金の創設など，高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう，修学支援制度の拡充を求めます。

### **(3) 生徒が安心して学校生活を送るための環境整備**

新型コロナウイルス感染症に関連した生徒の悩みや問題に対して，心のケアや相談支援を行うため，電話やSNSなどを活用した相談体制，スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる外部機関との連携体制の一層の充実が必要であることから，体制整備に係る長期の財政支援措置を講じるよう求めます。

### **(4) 学校の管理運営費等に対する財政支援等**

学校の臨時休業時は，児童生徒の状況確認や家庭学習用の課題等の送付及び返却のほか，保護者への連絡等のため通信費，印刷代，消耗品費などの支出が増加しています。加えて，学校再開後の授業時数を確保するには，長期休業期間の短縮による授業日の設定などが考えられますが，真夏や真冬の時期の授業では，空調機や暖房機器の使用が例年以上に必要となる見込みです。学校設置者の財政負担を軽減するため，通信費や光熱費をはじめとする管理運営費全般と，公立高等学校の空調設置に係る経費について，国の財政支援を求めます。

さらに，学校は高電圧受電施設であり，年間で最も大きい需要電力を契約電力とするため，結果的に年間の電力料金が高くなることがありますので，料金体系を使用電力等の実態に応じた内容に見直すよう電力会社へ要請することを求めます。

## **8 雇用の維持に必要な財政支援**

### **(1) 雇用調整助成金等の支援内容の拡充**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し，事業の継続と雇用の維持を図るため，雇用調整助成金等の中小企業に対する支援が拡充され，解

雇等を行わない中小企業の助成率が 10/10 に引き上げられていますが、経営基盤の脆弱な中小企業は、苦渋の決断により解雇等を行い事業を継続している状況もあることから、解雇等の有無を問わず、助成率を一律に 10/10 とするよう、支援内容の拡充を求めます。

## **(2) 緊急雇用創出事業の実施**

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業の経営は大変厳しい状況にあり、今後、業績の悪化等による倒産や廃業等、雇用情勢は大幅に悪化することが懸念されております。

このような中、リストラ等離職を余儀なくされた非自発的離職者・失業者（内定取消者を含む）が急増するおそれがあることから、これらの方々を対象とした、緊急、かつ、複数年度にわたる雇用機会を創出するため、緊急雇用創出基金の創設など、緊急雇用創出事業の実施に係る財政支援を求めます。

## **(3) 信用保証協会への損失補償に対する財政支援**

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実施に伴い、都道府県から信用保証協会に対する損失補償の増加が見込まれるため、これに対応する財政措置を講じるよう求めます。

# **9 産業活動の回復・継続のための支援**

## **(1) 持続化給付金の拡充**

「持続化給付金」について、事業活動に支障をきたしている事業者を支援するため、売上げ要件の緩和や事業所単位での支給など、対象者の大幅な拡充を図るとともに、複数回支給など大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となるよう制度の拡充を求めます。

## **(2) 農林水産事業者に対する経営支援及び農林水産物の販路確保**

新型コロナウイルス感染症の影響で、牛肉や花き、鮮魚や土産物用水産加工品等の農林水産物の需要が落ち込み、価格も大きく

下落しており，生産者の経営が悪化している状況を踏まえ，生産者が今後も意欲を持って経営を継続できるよう，国による十分な支援を求めます。また，新型コロナウイルス感染症の影響は長期間に及ぶことが見込まれることから，長期的な視点で農林水産事業者への経営支援や農林水産物の販路確保に対する継続的な支援を求めます。

### **(3) 林業・木材産業の需要喚起及び森林整備事業に対する支援措置**

景気の低迷や消費マインドの低下及び住宅等の建築投資が長期間にわたり低迷することが懸念されるため，滞留する原木を円滑に流通させるとともに，木材需要の大部分を占める住宅における製材品や木製家具等の需要喚起対策を講じるよう求めます。また，林業事業者の経営安定と雇用維持に向け，木材生産を伴わない造林，保育間伐，作業道整備等の森林整備事業に対する予算の確保や補助要件の緩和，所有者負担にも配慮した補助率のかさ上げなどの支援措置の拡充を求めます。

### **(4) 地域公共交通事業者に対する財政支援**

交通事業者は，緊急事態宣言の発令後も国民の生活への影響を最小限にするために休業要請の対象とならず，感染症拡大防止対策を講じながら，運行継続に努めてきたところです。

地域公共交通における感染症防止の補助制度創設の方針が決定したものの，利用者は前年度対比で大幅に減少しており，交通事業者の経営への悪影響の長期化が懸念されます。

交通事業者の負担軽減のため，新設される補助制度の補助率のかさ上げなど，国による必要かつ十分な財政支援を求めます。さらに，利用者が一定の水準に回復するまでの支援の継続を求めます。

### **(5) 空港・鉄道事業者に対する財政支援**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，地域の生活・経済を支える重要なインフラである空港や鉄道の利用者は激減しており，運営会社は大変厳しい経営状況に直面しています。運賃

収入等の減少に伴う経営の影響を最小限に食い止め、今後も安定的に運営ができるよう、必要な財政支援を講じることを求めます。また、航空需要のV字回復に向け、着陸料やグランドハンドリングに係る経費の軽減など、航空路線を再開するための取組に対して、必要な財政支援を講じるよう求めます。

#### **(6) ビジネス渡航者におけるPCR検査の運用の改善**

海外ビジネスを展開している企業からは、入国後に速やかにビジネス活動ができるよう、渡航者向けのPCR検査の実施が必要との声が寄せられています。

そのため、ビジネス目的の渡航者もPCR検査を受けられるよう運用を改善し、海外渡航者向けのPCRセンターを早期に全都道府県に設置するよう求めます。また、入国前のPCR検査証明により、14日間の隔離期間を置かずにビジネス活動を許容するビジネストラックの設置について、現在、国においてベトナム・タイ・オーストラリア・ニュージーランドの4か国と協議していますが、その対象国を拡大するよう求めます。

### **10 観光需要喚起施策に対する支援**

#### **(1) 高速道路等の大幅な割引制度の実施及び地方道路公社の減収補填**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな打撃を受けた地域経済の回復に向けて、観光地への誘客や物流活動の促進を図るため、高速道路等の大幅な割引制度の実施を求めます。

なお、割引制度の検討に当たっては、高速道路と一体となる地方道路公社の有料道路も含めた制度とし、割引に伴う減収への補填策や、鉄道、フェリー事業者など他の公共交通機関への影響も十分に配慮した上で実施するよう求めます。

#### **(2) 観光施策に対する財政支援**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の宿泊事業者では予約止めが相次ぎ、経営に関わる深刻な状況が続いています。

本県でも宮城の特色を活かした観光施策を検討していますが、

東北のゲートウェイである本県の観光需要が感染症拡大前までの水準に回復し、宿泊事業者をはじめとした観光事業者等の経営が安定するまでには相当の期間を要することから、来年以降についても、中長期的な視点による観光施策の取組が必要となります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を払拭するため、今後も国において様々な観光施策を講じるとともに、県で実施する観光施策についても、国からの継続的な財政支援を求めます。

## 11 地方税の減収に伴う財源対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地方経済に大きな影響を与えており、今年度の地方税収については大幅に減収するおそれがあります。そのため、地方消費税をはじめとした、現行では減収補填債の対象とならない税目についても減収補填債の対象とするなど、地方財政運営に支障が生じないよう十分な対策を講じingことを求めます。